

実効性、効率性及び利便性を高める方策

（時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方、簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等）

令和3年7月26日
消費者庁

目 次

時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方·····	3
簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等····	12
その他·····	14

時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方

これまでの議論を踏まえた基本的な方向性と検討のポイント

基本的な方向性

対象債権の消滅時効との関係で、消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合に時効の完成猶予等の適用を受ける方策について検討する

検討のポイント

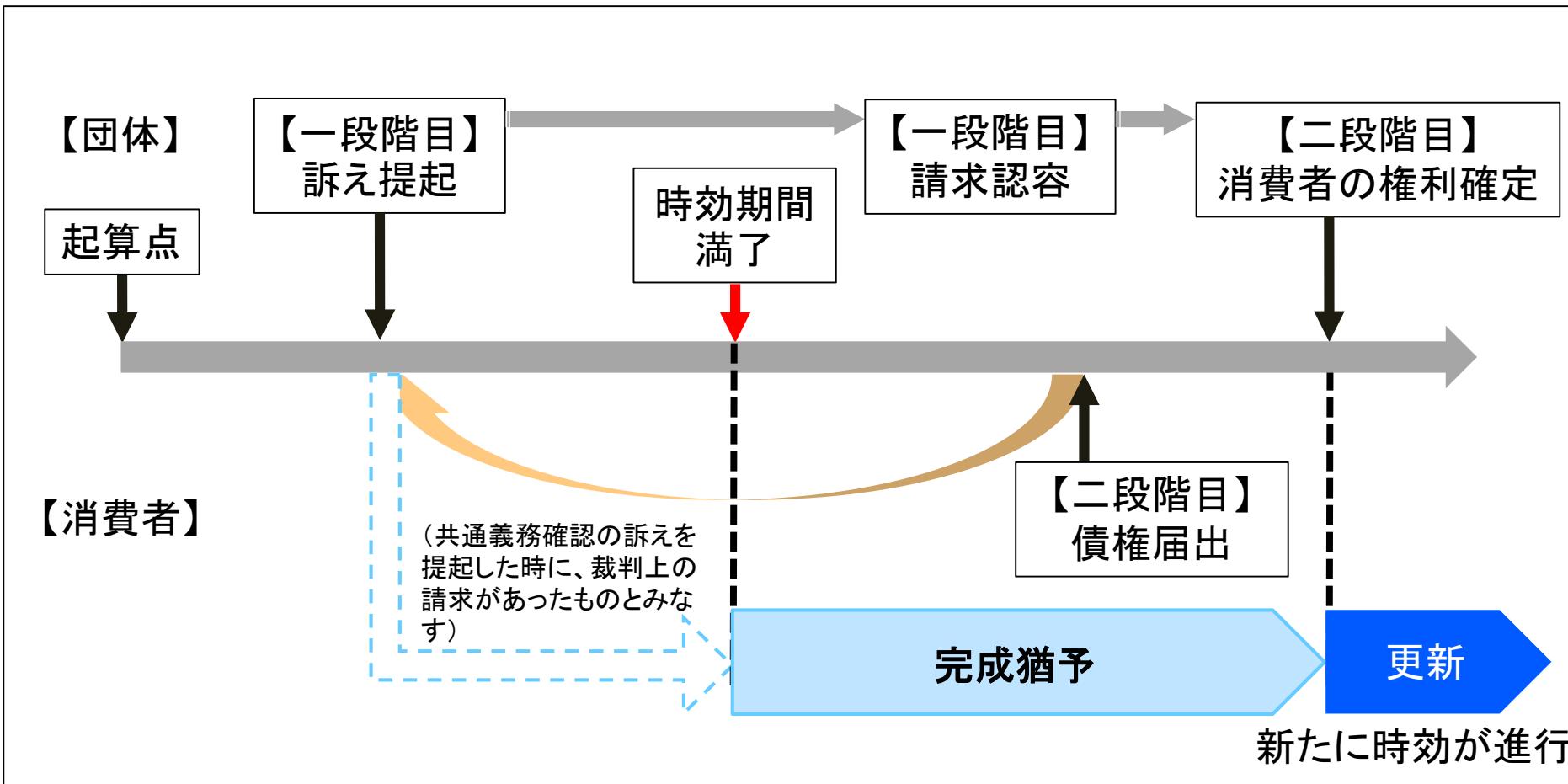
- ①消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合について、一段階目の手続の請求棄却判決の場合を含める必要があるかなど、更に検討すべき
- ②現行の特例法第38条が届出債権を対象としていることとのバランスを踏まえるべきではないか

【関係する主な意見】

- 例えば実体的な権利関係がないということで棄却されたような場合にも、その部分を個別訴訟で再び争うということでいいのかどうかは気になる。支配性等の関係で特例法による救済は受けられないけれども実体的な権利関係は否定されていないということは必要ではないか
- 共通義務確認訴訟の提起を時効の有利に援用して時効の完成猶予を主張するというのであれば、その結果についても引き受けるべきと考えると、棄却の場合に時効の完成猶予の効果を主張し、権利の存在をなお主張することを認めるというのは、やはり説明が難しい
- 団体が訴訟提起をして、対象消費者について一律に時効の完成を猶予されるということになると、事業者としては、保管している取引関係文書を保存していく必要が出てくるなど企業側では負担があるという点も検討する必要があるのではないか
- 現在の時効の完成猶予の特則は、一段階目で共通義務が確認されて、二段階目で届出という形でこの制度を使って権利行使をするという場合に、時効消滅でこの制度を使うことができないということに対して対応するものであるところ、それとのバランスを考える必要がある

(参考)現行の特例法第38条の規律のイメージ

一段階目で請求認容判決後に、二段階目で消費者の対象債権が確定した場合



- ①一段階目の手続が提起された場合、事業者としては、対象債権が後に請求がされることが認識できるとともに、②簡易確定手続開始決定の申立期間や届出期間が定まっている以上、いつまでも時効の完成猶予等の可能性が残るとはいえず、過重な不利益を生じさせるということもない

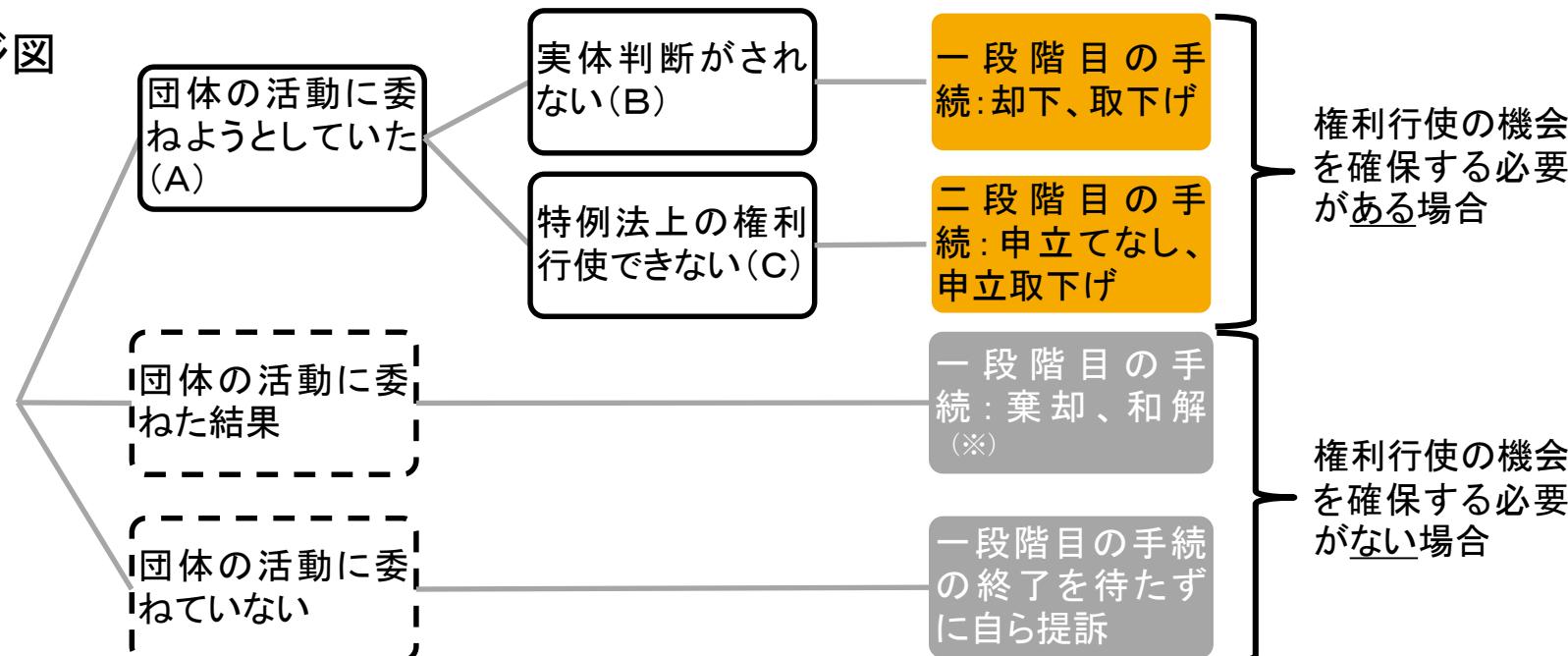
検討のポイントの敷衍

検討のポイント①について

- 消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合とは、(A)自身の権利の実現を団体の活動による共通義務の存否の実体判断の帰趨に委ねようとした消費者が、(B)共通義務について実体判断がなされないか、(C)特例法上の手続において自身の権利行使する機会が確保されず、かつ、(D)時効によつて自ら権利行使する機会も失う場合と考えられるのではないか

→ i)一段階目の手続が却下・取下げにより終了した場合、ii)二段階目の手続の開始の申立てがなされなかつたとき、iii)当該申立てが取り下げられたときに、対象債権の時効消滅が問題となる場合を対象とすることになるのではないか

イメージ図



※認容及び和解の場合で、二段階目の手続が進行し、債権届出がなされた場合は特例法第38条の適用対象となる

検討のポイントの敷衍

検討のポイント②について

- 検討のポイント②について、特例法第38条とのバランスを踏まえると、消費者が個別訴訟を提起する場合に限り完成猶予を認めることが考えられるのではないか

【関係する主な意見】

- 二段階目の授權まで行かず終結した場合において、手続に参加することも念頭に置いて個別の提訴を見合せていた対象消費者がいるとすれば、そういう対象消費者の利益を保護する必要がある
- この制度が実際に発動するならばそちらにのせるのが望ましいというタイプのもので、いざというときに備えて個別に訴え提起しなければならないということにする必要はないといえる点、また、個別の消費者が権利行使をしているわけではないが、いわばそれを背負って団体がこの手続を起こして、それに対して相手方はその手続に応じて対応していくという点で、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予に類似する
- 団体が訴訟担当ではないけれども類似の機能を果たしていること、また、個別の消費者による訴訟上の請求という形での完成猶予が極めて困難と考えられることなどから、政策的に時効の完成猶予を認めるというような発想はあり得る

検討事項

検討事項

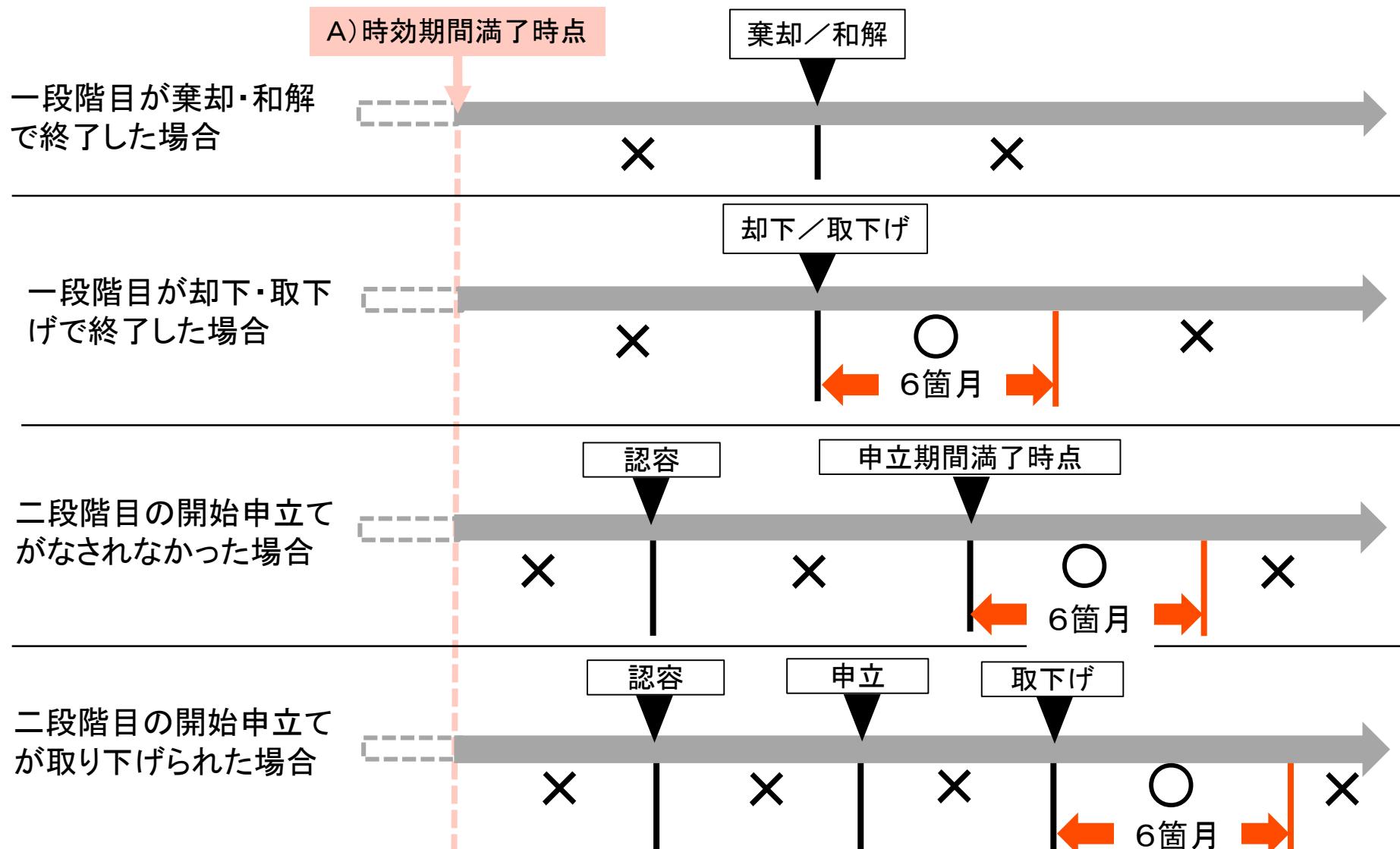
1. i)一段階目の手続が却下・取下げにより終了した時
ii)団体が二段階目の手続開始の申立てをしなかった場合における当該申立期間の満了時
iii)団体が二段階目の手続開始の申立てを取り下げた場合における当該取下げの時

のいずれかの時から6箇月を経過する時点までに、消費者による対象債権についての訴えの提起があったときは、当該対象債権について、時効の完成猶予及び更新との関係では、共通義務確認の訴えが提起された時に裁判上の請求があったものとみなす旨の規律を追加してはどうか

2. 例えば、時効期間満了後一段階目の手続が却下等により終了するまでの間に、消費者自ら訴訟を提起する等の行動をしていないが、事業者から消滅時効の援用等をされた場合については、自身の権利の実現を団体の活動による共通義務の存否の実体判断の帰趨に委ねようとしていたことに変わりはないから、上記1. の条件を満たす場合には、共通義務確認の訴えが提起された時に裁判上の請求があったものとみなされる結果、完成猶予・更新の適用を受けることになると考えられるのではないか

検討事項に基づくイメージ(1)

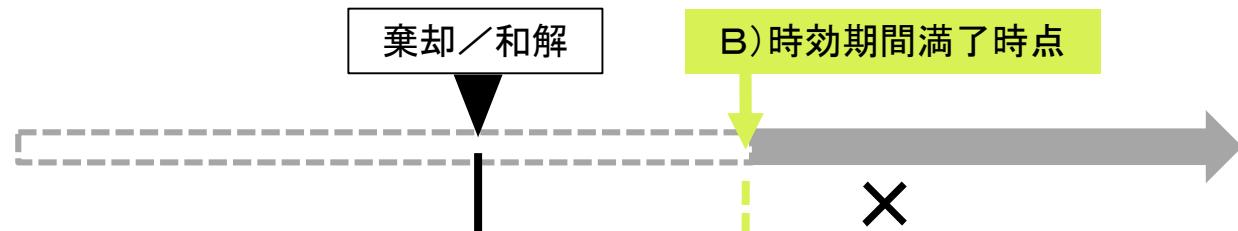
前回示したイメージのAの場合を踏まえると、検討事項記載の案による完成猶予の有無は下記のようなイメージとなる



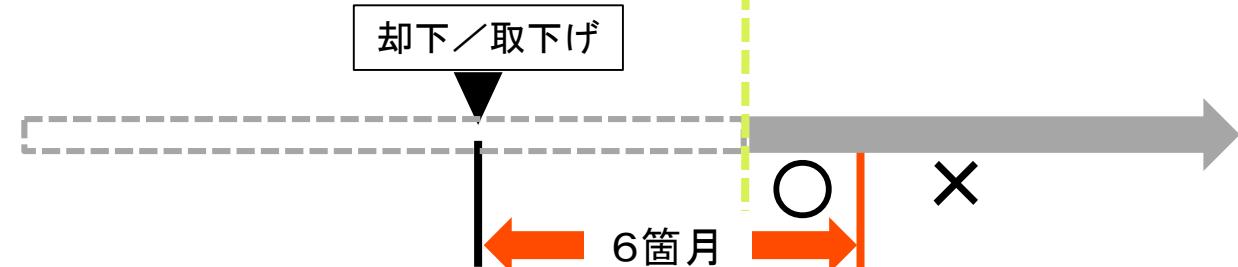
検討事項に基づくイメージ(2)

前回示したイメージのBの場合を踏まえると、検討事項記載の案による完成猶予の有無は下記のようなイメージとなる

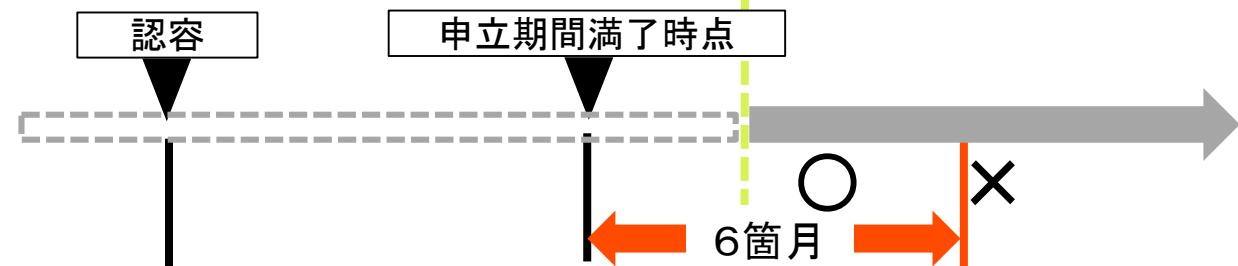
一段階目が棄却・和解で終了した場合



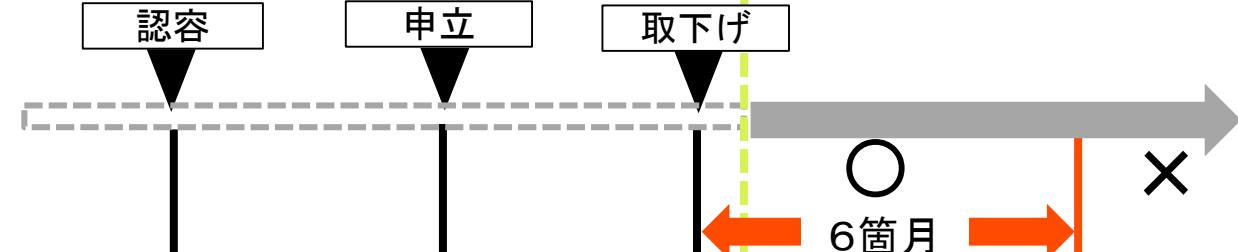
一段階目が却下・取下げで終了した場合



二段階目の開始申立てがなされなかった場合

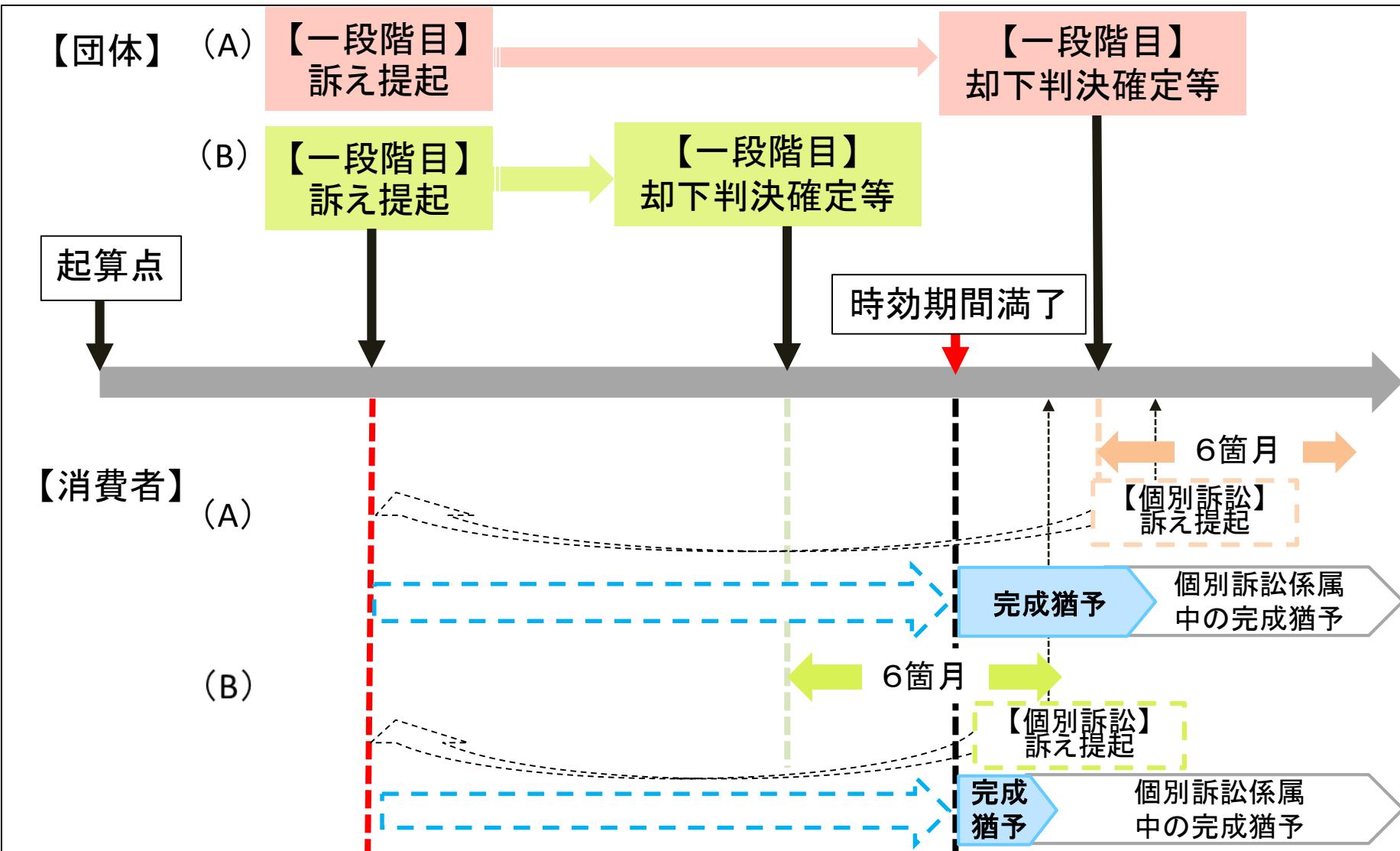


二段階目の開始申立てが取り下げられた場合



(参考)検討事項に基づくイメージ(再掲)

一段階目で、例えば却下判決確定時に、消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合



簡易確定手続開始の申立義務・通知義務 を免除する範囲等

これまでの議論を踏まえた検討事項

検討事項

- ① 二段階目の手続の開始申立て義務が免除される「正当な理由」の解釈として、同要件に該当する場合を明確化することとしてはどうか
 - (例)・事業者について破産手続開始決定がなされた場合
 - ・消費者が得られる回収額が消費者が負担することとなる費用を下回ることが客観的に明らかな場合
 - ・消費者全体の被害回復がなされたことが明らかな場合
- ② 通知・公告義務が免除される場合、授権契約を拒絶・解除できる場合について、基本的に①と同様に解釈を明確化することとしてはどうか
- ③ 二段階目の手続の開始申立ての申立期間について、不变期間を3か月に延長することとしてはどうか

【関係する主な意見】

- 基本的には団体に判断を全面的に委ねるのではなくて、一旦申立てをさせた上で、取下げの裁判所の許可の判断の柔軟化のほうで対処することが望ましい。その前提として、いざれにせよ取下げなり申立てをしなくてよい正当な理由というのは、客観的な判断ができるようにより明確にしておく必要がある
- 二段階目の手続の申立義務・免除の範囲等について、可能な範囲で明確化したほうがいい。理屈の問題として、取下げが許容される場合について、初めからその事情が判明していれば申立義務も免除されていいのではないか
- 申立期間について、1か月が短過ぎるのではないかというのは前回も議論があったとおり。不变期間とするかどうかについては、正当な理由を団体が判断をしなければならないとなれば、当然判断に必要な情報を収集する等の関係で、不变期間となった場合には非常に窮屈なことになるので、ある程度柔軟に延長できるようにしておかないと難しいことになるし、一方で、一旦申立てはさせた上で裁判所の取下げでということであれば、ある程度不变期間のままで統一しておいてもそれほど不都合はないということになるのではないか
- 申立期間について、現在1か月ということで、これはかなり厳しいのではないかということがあるすると、これを延長する、あるいは不变期間という性質を改めて裁判所の判断による延長を可能にするといった一定の柔軟化は引き続き考えていいのではないか

その他

これまでの議論を踏まえた検討事項

検討事項

- ① 簡易確定手続における記録の閲覧・謄写等の在り方について、閲覧・謄写等の主体を当事者及び利害関係人に限定する方向としてはどうか
- ② 消費者への支払方法について、典型的な方法として、団体が一括して事業者から支払を受け、個々の対象消費者に交付する方法が想定されること、及び、その方法による場合の個々の対象消費者に対する振込みに係る手数料について、損害賠償請求本体における損害として又は特例法第3条第1項柱書の「附帯する…費用」として共通義務確認の訴えにおける請求の対象に含められることを解釈として明確化することとしてはどうか

【関係する主な意見】

- 基本的には閲覧ができる主体を制限する方向で考えるほうが妥当であり、この場合、対象消費者相互の関係は基本的には利害関係はないと考えられる
- 同種の事件が起きた場合に参照できるといったことは重要だという気もするので、訴訟記録全体の閲覧を関係者に限定するというのではなくて、例えば、氏名や住所などの個人情報は別の文書にした上で、原則として、これは申立てによらずに閲覧できないようにするといったことも考えられるのではないか
- 消費者への金銭の支払い方法について、一応のデフォルトのルールがあることが望ましいのではないか。デフォルトルールとしては、全体を一括して事業者から消費者団体に支払う、消費者団体が報酬を控除した上で消費者に支払うというもので、その際の決済費用については、通知・公告に関する費用負担の在り方と同様に事業者と消費者団体の間の分担の在り方について考えるというのが適切なのではないか